

3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

- 事例：「アルバイト先の先輩に誘われて飲食店に行ったら、もうかる投資用DVDがあると言われ勧められるまま借金をして購入してしまった。」
- 「友人に誘われて喫茶店に行ったら、業者の担当者がいて投資用DVDを借金をして購入させられた」
- 国民生活センターでは、2011年7月にこのトラブルについて注意喚起しており、また、全国の消費生活センター等や大学などからも注意が呼びかけられているが、2013年度の相談件数は前年度同期に比べ2.4倍に急増している。

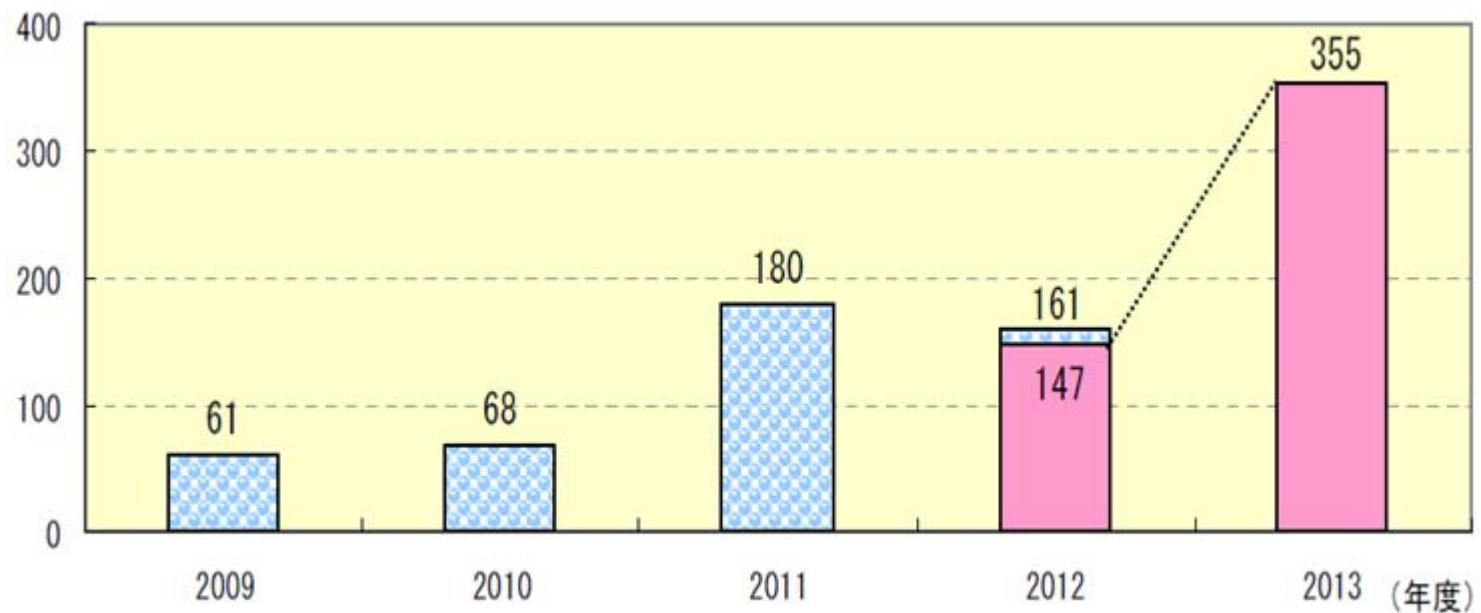
3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

- **トラブルの特徴**

- 1 勧誘者は友人や先輩。勧誘目的であることを明かさず喫茶店等に呼び出され、その場で投資用DVDを購入するように勧誘を受けている。
- 2 うそをつかせて借金をさせ、現金で投資用DVDを購入させる。
- 3 契約後に、他人を紹介したらマージンが得られることを説明し、DVDを購入した学生に友人等を勧誘させる。
- 4 20歳以上の大学生が勧誘される。親が子どもの借金を肩代わりするケースもある。

3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

図1 大学生等に高額な投資用DVDを購入させるトラブルに関する相談件数

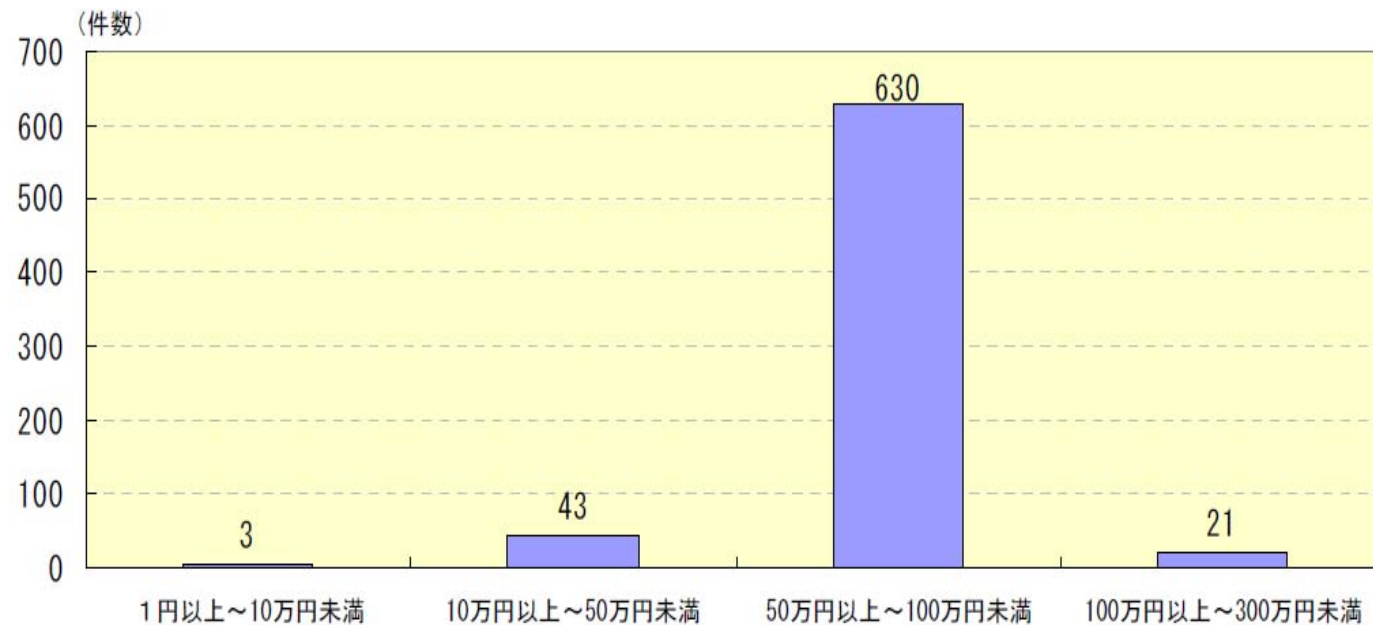


※2012年度については、2013年度との比較のため前年2013年4月15日時点の数値を赤で示し、2012年度の総数値を青で示しています。

(2014年4月15日までのPT0-NET登録分)

3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

図4 既支払金額の分布



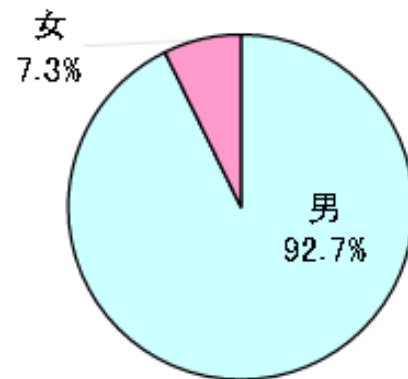
3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

<契約当事者の性別>

男性が9割以上。

(図2、不明・無回答を除く。n=820)

図2 契約当事者の性別

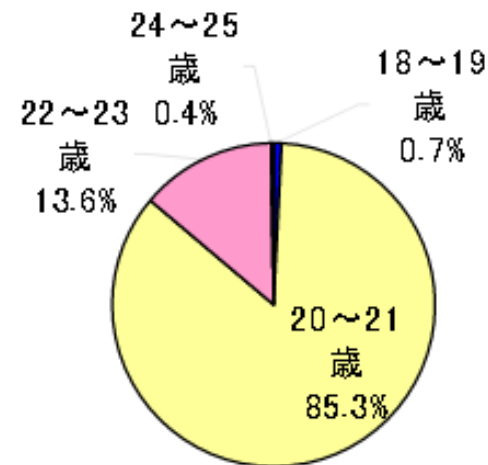


<契約当事者の年齢>

20歳以上がほとんど。

(図3、不明・無回答を除く。n=815)

図3 契約当事者の年齢



3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

平成26年5月



1. 友人や先輩が
目的を明かさず
に誘い出す

大学生 20歳以上
(以下「本人」)

友人



喫茶店に誘う



①食事でも
いかないか

2. 投資用DVDの
購入を勧誘し、
「お金がない」
と言うと
借金を勧める

【喫茶店】



本人

友人



②投資用DVDを買わな
いか。必ずもうかるよ

③そんな
お金ないよ

業者

④お金は借りられる。
もうかるからすぐに返済
できる。みんなそうしてる

3. 使用目的や
収入などについ
てうそをつかせて
借金をさせる

【学生ローン】



借金の申込



友人

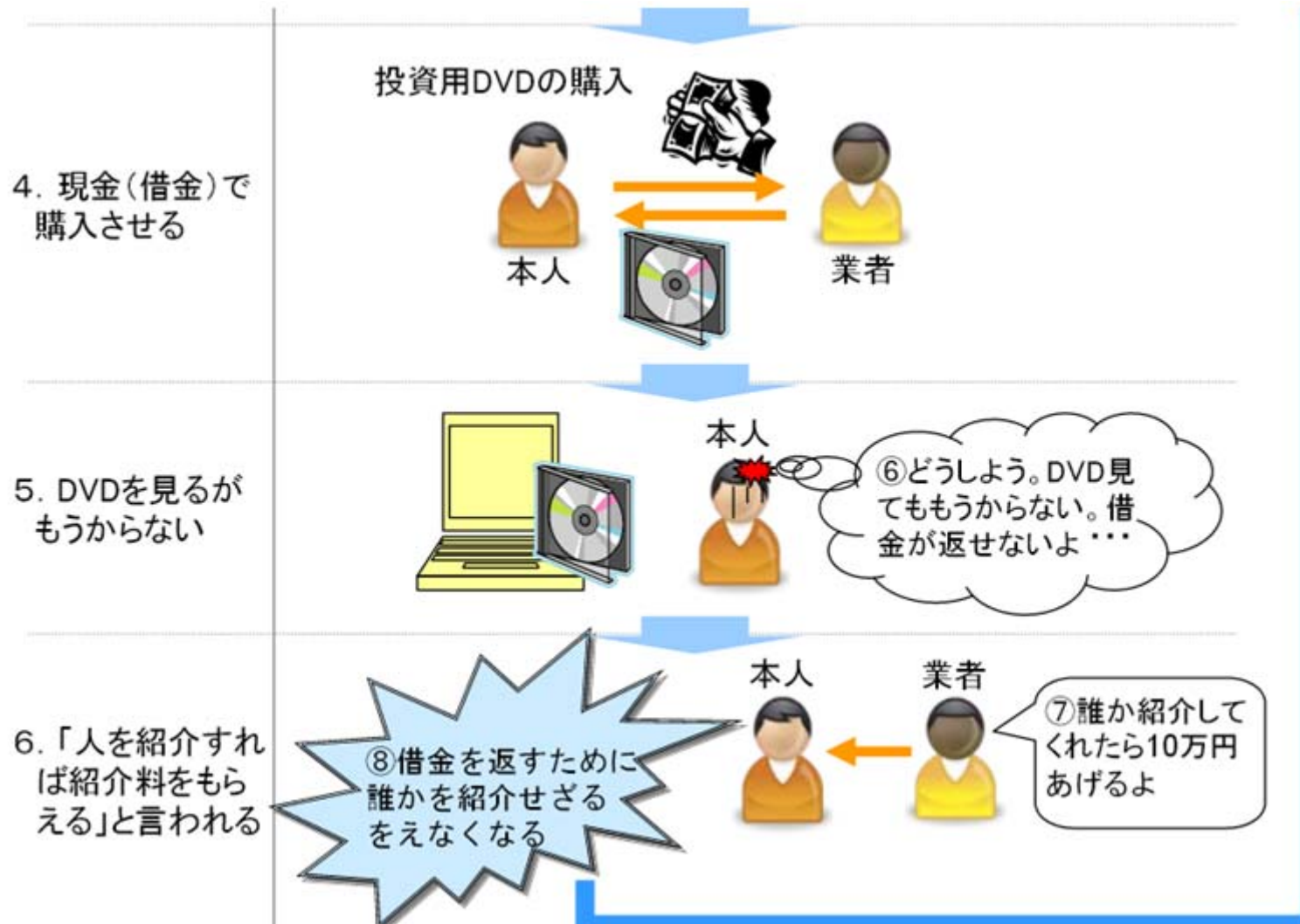


本人

業者

⑤借金の使用目的は
「車の購入」「学費」と
記載すればよい

3 大学生に借金をさせて高額なDVDを購入させるトラブル

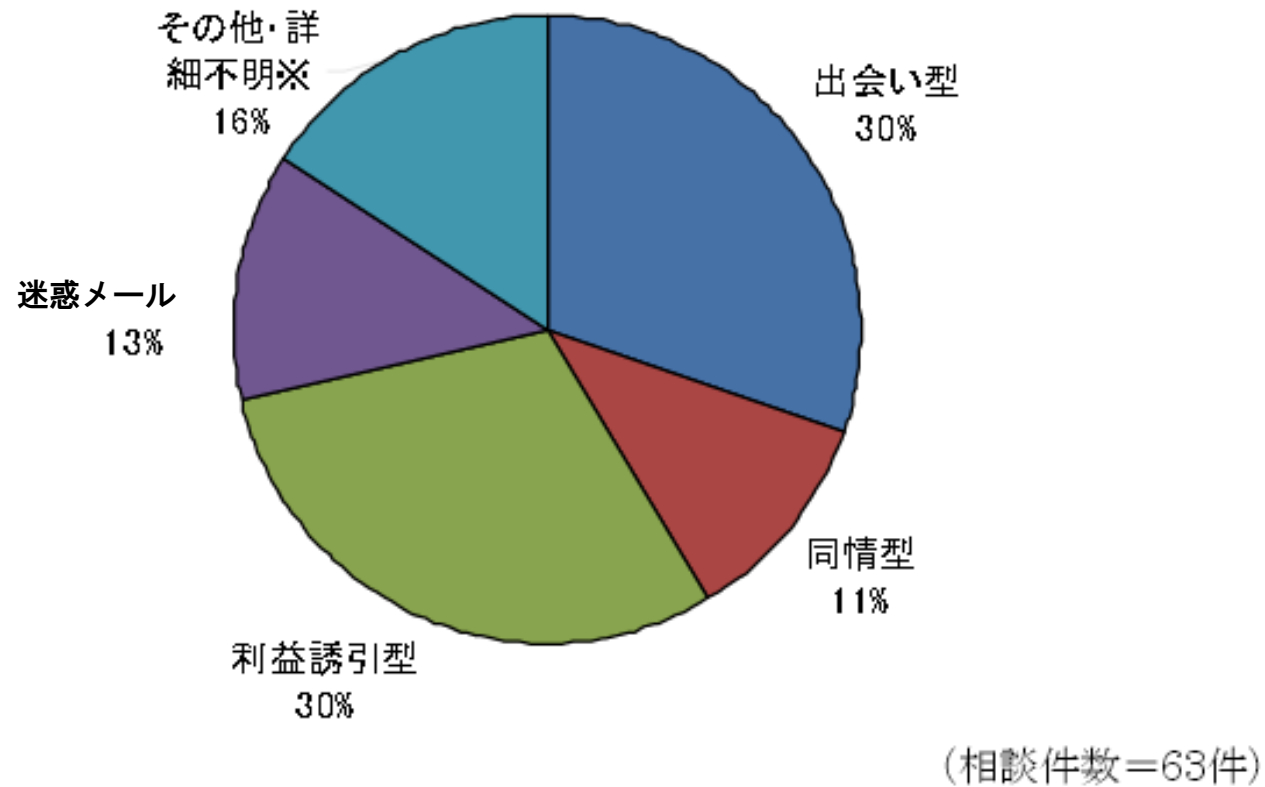


3 消費者へのアドバイス

- 1 友人や先輩から勧誘されても契約しない。断りにくい状況になったとしても、内容が十分に理解できなければはっきり断る。
- 2 借金をして契約しても返済できなくなる場合が多いため、借金の重大さをよく理解し、安易に借金をしないようにする。
- 3 友人を紹介し契約させると人間関係の崩壊や金銭トラブルになるおそれがある。また、特定商取引法の訪問販売等に該当する場合、行政処分や罰則を受ける可能性がある。
- 4 特定商取引法で定められている書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができる。少しでも不安や疑問を感じた場合は、すぐに大学や消費生活センターへ相談

4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

図1. 相談内容（誘導の手口）



4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

- ・ お金をあげる
- ・ 著名人に会える
- ・ 悩みを聞いて



課金の仕組み
メールの交換の度に課金



将来得られるという収入を前提とした支払は避ける

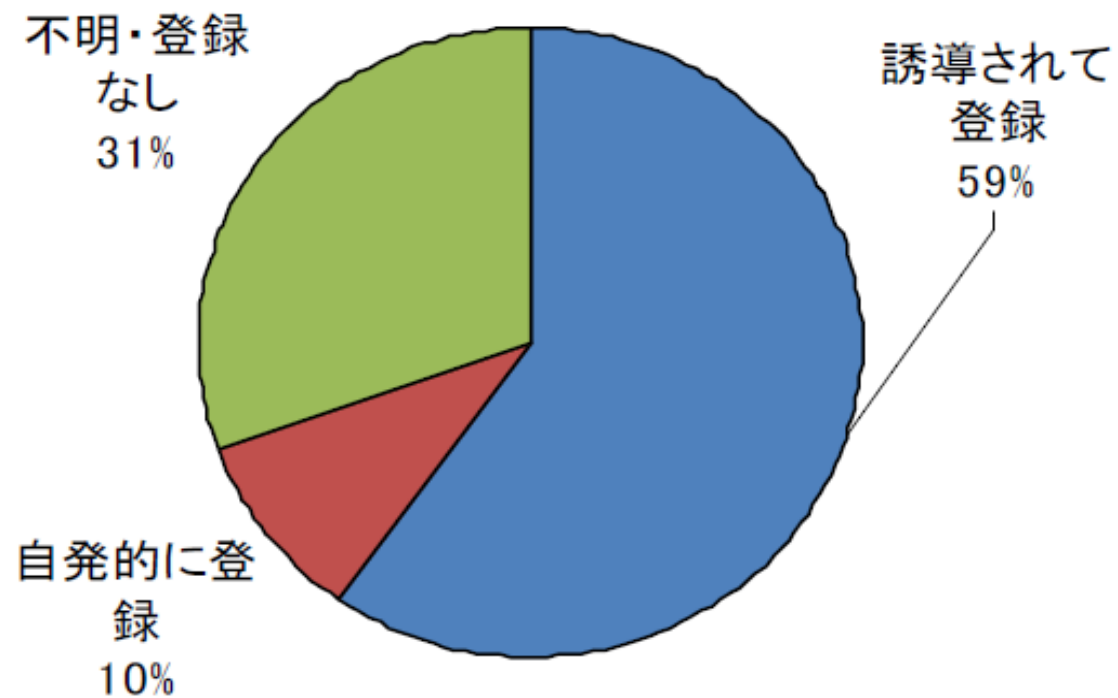


4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

- 留学生の相談
- 親が1年間の生活資金として持たせてくれたお金は10万円。学生寮に入り、スマートフォンと身の回りの物を購入したらお金がなくなった。スマートフォンでアルバイトを探したら、女子大生でもすぐ月に25万くらい稼げるとあったので、スマートフォンからアルバイトの申し込みをした。女子大生の生活費は月に12万が振り込まれることになっていたが、寮費、食事代、交通費、通信料などですぐに消費してしまった。

4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

図2. 登録経緯



4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

- アルバイトの内容：相談に乗ってあげる、カウンセラーのようなもの
- 悩みの相談を聞いてあげると、聞いてもらったことに対して、相手から報酬を得ることができる。
- 報酬を得るためには、その組織に入会しなければならない。いわゆる組織への登録料が発生。
- 相談者からのメールを受けするために、大学生がメールの送受信のためにポイントを購入しなければならない。
- 相談相手や組織は色々な名目でポイントを購入させる。

4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

図3. 利用した決済方法（複数回答あり）

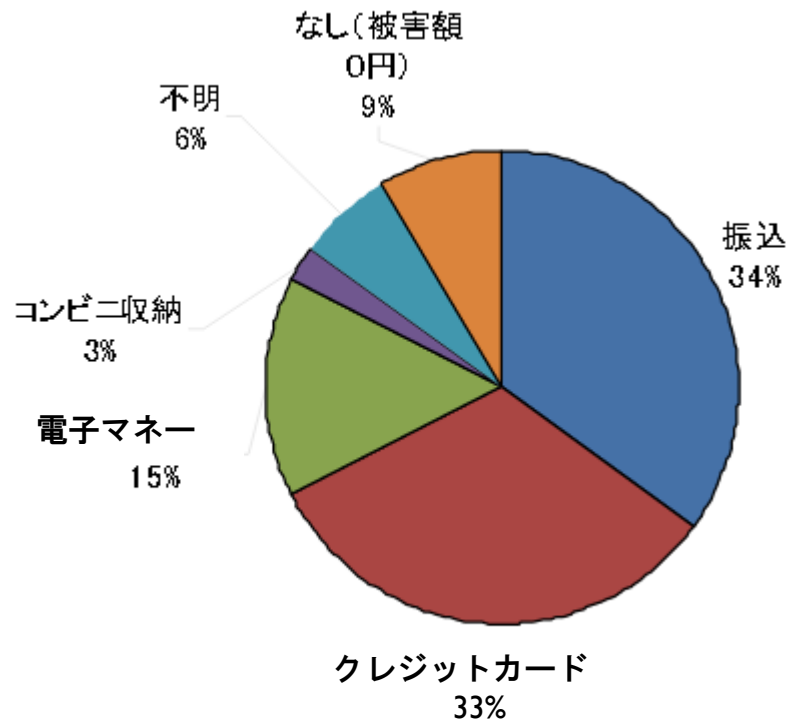
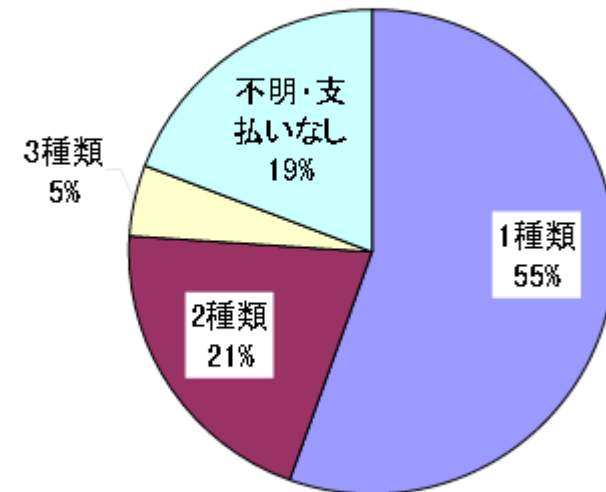


図4. 利用した決済方法の数



4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

図5. 男女比

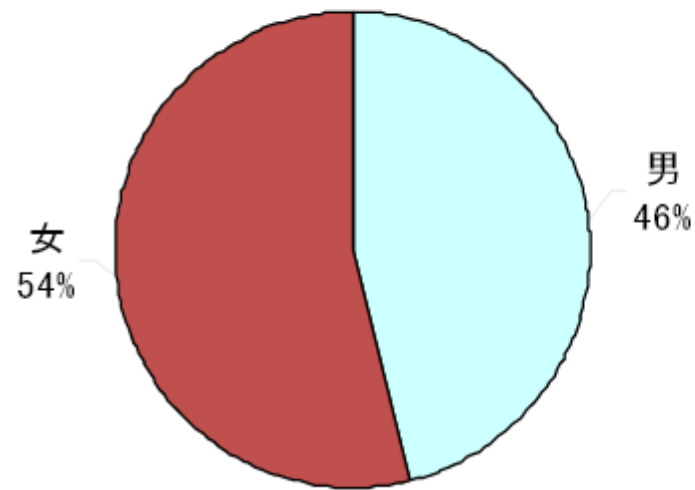
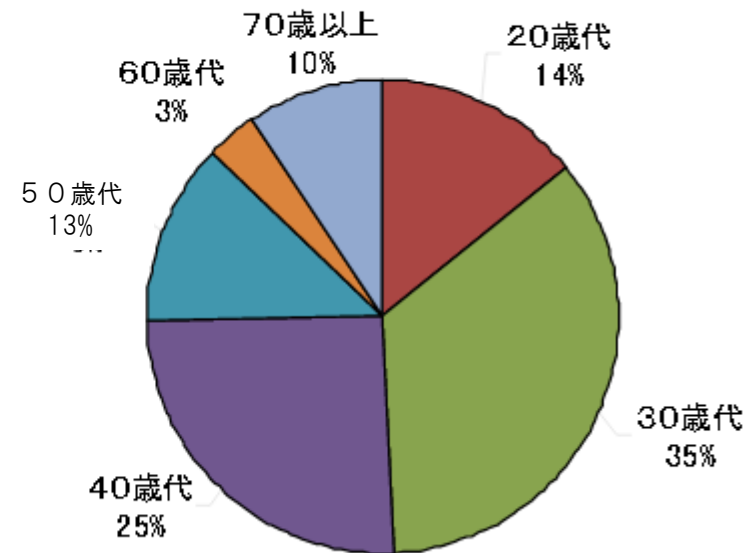


図6. 年齢別

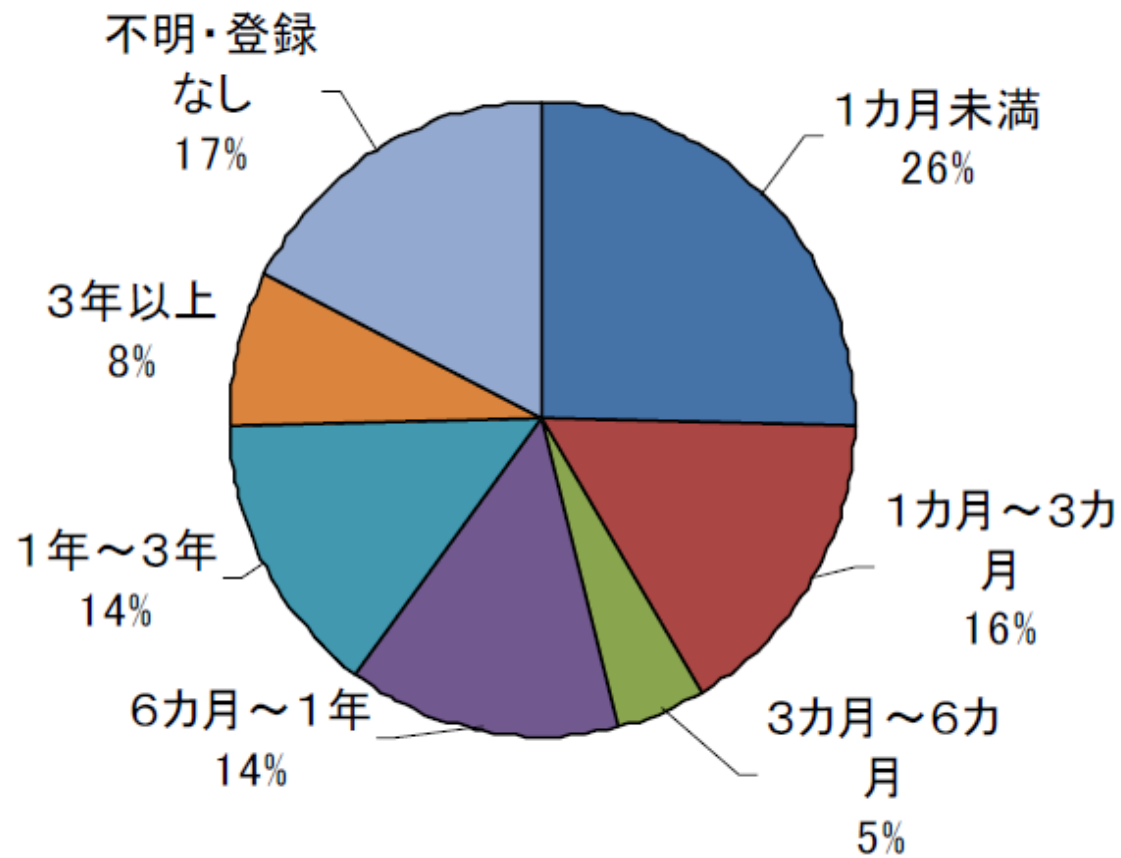


4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

- 大学生は相手の相談に乗ってあげて、早くアルバイト料が欲しいと思っている。
- しかし、運営会社からは、「大学生の送ったメールが文字化けをした」「日本では個人情報を守るために、メールの送受信に保険をかけることになっている。保険料をポイントを購入して支払わなければならない」
- 別の人から「私もあなたに相談に乗ってほしい。相談料は〇〇万円」とメールが届くようになる。
- 早く相談に乗りたいが、次々に障害が出てきて、本来のアルバイトに全く行きつかない。

4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

図8. サイト利用期間



4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

- 大学生は奨学金9万円を全部ポイントの購入代金に充ててしまい、生活ができなくなった。周りの留学生や大学に相談し、消費者相談室に来所。
- 結果。消費者相談室から業者交渉をしたが、他にも多くの消費者被害が出ている事業者であったため、全く返金をしていくことがなかった。
- 大学生に調停の申立を勧め、調停の利用の仕方を教えた。
- 最終的にお金が戻った。

4 出会い系サイト（アルバイトと勘違い）

図9. 契約購入金額

